

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく所見表示・回答対照表

富山行政評価事務所

(対象機関名)

(所見表示)

(回答)

北陸信越運輸局富山運輸支局

平成 28 年 3 月 30 日

平成 28 年 6 月 20 日

所 見 表 示 の 要 旨	回 答 の 要 旨
<p>1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営 富山運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 交通会議及び運営協議会の設置に係る公表並びにこれらの会議及び議事録が公開・公表されていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドライン及び平成 23 年通達に沿って公表・公開するよう助言すること。</p> <p>② 運営協議会の構成員が施行規則に基づき適切に選任されるよう、運営協議会を主宰する市に対して助言すること。</p> <p>③ 市町の交通会議担当者、運営協議会担当者等に対し、交通会議、運営協議会の場等を利用するなどして、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインの内容の周知を図ること。</p> <p>2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の徹底 富山運輸支局は、自家用有償旅客運送者等に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 運転者の健康状態の確認や運転者に対する安全な運転のための確認を適切に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該確認を実施するよう指導すること。</p> <p>② 自家用有償旅客運送者等に対し、自家用有償旅客運送自動車</p>	<p>地域公共交通会議及び運営協議会にかかる公表・公開及び構成員の選任については、富山市を除く県内の会議等を主宰する市町村長あてに、別紙 1 (「地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置について」平成 28 年 4 月 12 日付け富運輸第 17 号) により、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドラインに沿った運営を行うよう助言した。</p> <p>また、会議等が開催される際には、市町村の担当者等に対し、各ガイドラインの内容を伝えるとともに、会議等の公開及び構成員についての確認を行い、会議等が公開されない場合は、議事概要を公開するよう助言を行っている。</p> <p>なお、富山市に対しては、富山行政評価事務所の行政評価・監視の調査結果及び改善意見について情報提供を行っている(別紙 2)。</p> <p>自家用有償旅客運送者の輸送の安全確保については、県内の自家用有償旅客運送者(富山市内の者を除く)に対し、別紙 3 (「地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置について」平成 28 年 4 月 12 日付</p>

における標章の表示及び車内の掲示に係る法令等の規定の周知徹底を図るとともに、車両の標章の表示、運転者証や料金の車内掲示、車内における登録証の備付け等を適切に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該掲示等に係る法令等の規定を遵守するよう指導すること。

- ③ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない自家用有償旅客運送者等に対し、当該報告書の提出期限を遵守するよう指導すること。
- ④ 自家用有償旅客運送者等に対し、輸送実績報告書で報告することとされている交通事故の定義等について、関係法令を文書で示すとともに、事故記録の作成及び報告対象となる交通事故の当該報告書への記載を確実にを行うよう指導すること。

け富運輸第17号の2)により、法令で定める輸送の安全確保措置の徹底を行った。

また、富山行政評価事務所の調査において指摘があった事案については、個別に改善の指導及び確認を行っている。

なお、富山市内の運送者については、富山市に対し、適切な指導がされるよう富山行政評価事務所の行政評価・監視の調査結果及び改善意見について情報提供を行っている（別紙2）。

地域公共交通会議又は運営協議会を主宰する市町村長 あて（別紙 1、富山市を除く）

富山運輸支局長

地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の
輸送の安全確保措置について

貴（市町村）におかれましては、日頃より国土交通行政についてご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、総務省富山行政評価事務所及び石川行政評価事務所が、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況並びに自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置の状況について行政評価・監視を行い、その調査結果に基づき、それぞれ富山運輸支局及び石川運輸支局に対して、改善意見の通知を行いました。

平成 1 8 年 1 0 月の道路運送法の改正に伴い、地域公共交通会議及び運営協議会の設置及び運営については、国土交通省からそれぞれ「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 6 1 号の別紙）」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 5 号の別紙）」が示されており、また、自家用有償旅客運送の実施については、国土交通省が策定した「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 1 号）」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 2 号）」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 3 号）」に基づき事務を取り扱ってきたところでありますが、上記の改善意見の通知を踏まえ、貴（市町村）におかれましては、下記により運営されるようお願い致します。

なお、富山・石川両行政評価事務所の評価結果等につきましては、それぞれの行政評価事務所のホームページに掲載されております。

記

1. 「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の

設置及び運営に関するガイドライン」等の関係通達を再度ご確認頂き、設置の公表、構成員の選任、会議の開催及びその公開、議事概要の公表について、ガイドラインに沿って適切に実施すること。

運輸支局としては、今後、公開・公表等について実態を把握した上で、ガイドラインに沿って適切に実施されていない会議・協議会に対して、個別に再度助言することとしている。

2. 地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業を実施している場合においては「地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付け国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）」に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価（自己評価）の結果を公表すること。

運輸支局としては、今後、公表の有無について速やかに実態を把握した上で、公表していない市町村に対して、個別に再度指導することとしている。

なお、自家用有償旅客運送者に対しては、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業等報告規則及び道路運送車両法等の関係法令を再度周知するとともに、運転者の健康状態、安全な運転のための確認、自家用有償旅客運送自動車に関する表示、輸送実績報告書の提出及び報告書に記載すべき事項並びに自家用有償旅客運送自動車の点検等について、関係法令に沿って適切に実施するよう助言したところであり、貴町におかれても了知願います。

【添付資料】 ※当該市町村において該当する資料を添付

- ・「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号の別紙）」
- ・「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第145号の別紙）」
- ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」
- ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第142号）」
- ・「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第143号）」

富山市長 殿

富山運輸支局長

地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の
輸送の安全確保措置について

貴市におかれましては、日頃より国土交通行政についてご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、総務省富山行政評価事務所及び石川行政評価事務所が、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況並びに自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置の状況について行政評価・監視を行い、その調査結果に基づき、それぞれ富山運輸支局及び石川運輸支局に対して、改善意見の通知を行いました。

平成18年10月の道路運送法の改正に伴い、地域公共交通会議及び運営協議会の設置及び運営については、国土交通省からそれぞれ「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号の別紙）」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第145号の別紙）」が示されており、また、自家用有償旅客運送の実施については、国土交通省が策定した「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第142号）」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第143号）」に基づき事務を取り扱ってきたところでありますが、貴市におかれましては、今後、自家用有償旅客運送の業務において、富山・石川両行政評価事務所の下記改善意見を参考として運営されるようよろしくお願い致します。

なお、富山・石川両行政評価事務所の評価結果等につきましては、それぞれの行政評価事務所のホームページに掲載されております。

記

1. 会議等を主宰する市町村は、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイド

ライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」等の関係通達を再度周知されるとともに、設置の公表、構成員の選任、会議の開催及びその公開、議事録の公表等について、ガイドラインに沿って適切に実施されたい。

2. 会議等を主宰する市町村は、地域公共交通確保維持改善事業の実施要領に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価（自己評価）の結果を公表されたい。
3. 自家用有償旅客運送者に対しては、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業等報告規則及び道路運送車両法等の関係法令を再度周知するとともに、運転者の健康状態、安全な運転のための確認、自家用有償旅客運送自動車に関する表示、輸送実績報告書の提出及び報告書に記載すべき事項並びに自家用有償旅客運送自動車の点検等について、関係法令に沿って適切に実施するよう指導されたい。

自家用有償旅客運送者（富山市内のものを除く） あて

富山運輸支局長

地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の
輸送の安全確保措置について

貴団体におかれましては、日頃より国土交通行政についてご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、総務省富山行政評価事務所及び石川行政評価事務所が、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況並びに自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置の状況について行政評価・監視を行い、その調査結果に基づき、それぞれ富山運輸支局及び石川運輸支局に対して、改善意見の通知が行われました。

平成18年10月の道路運送法の改正に伴い、地域公共交通会議及び運営協議会の設置及び運営については、国土交通省からそれぞれ「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号の別紙）」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第145号の別紙）」が示されており、また、自家用有償旅客運送の実施については、国土交通省が策定した「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第142号）」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第143号）」に基づき事務を取り扱ってきたところでありますが、上記の改善意見の通知を踏まえ、貴団体におかれては、下記により安全確保の徹底をお願い致します。

なお、富山・石川両行政評価事務所の評価結果等につきましては、それぞれの行政評価事務所のホームページに掲載されております。

記

1. 道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業等報告規則及び道路運送車両法等の関係法令を再度確認の上、運転者の健康状態、安全な運転のための確認、自家用有償旅客運送自動車に関する表示、輸送実績報告書の提出及び報告書に記載すべき事項

並びに自家用有償旅客運送自動車の点検等について、関係法令に沿って適切に実施すること。

なお、輸送実績報告書に記載する事項のうち「交通事故」の定義については、道路交通法第72条第1項で定めるところの交通事故をいう。

【添付資料】※当該運送者において該当する資料を添付

- ・「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号の別紙）」
- ・「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第145号の別紙）」
- ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」
- ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第142号）」
- ・「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第143号）」